

「ドック負担金補助事業」に係る Q&A

Q1. 宿泊ドックを受診した際、互助会から10,000円が補助されるため、健診機関の窓口では、5,000円を支払えばいいのか。

A1. 健診機関へは、あくまでも公立学校共済組合青森支部で定めている自己負担金の15,000円を支払います。
宿泊ドック・一日ドックともに、ドックを受診し、自己負担金を支払った後、領収書を添付し、互助会へ請求書を提出すると補助が受けられます。

Q2. 請求書に添付する領収書は、コピーでもよいか？

A2. 原本を添付してください。
原本の返却を希望する際は、その旨記載してください。原本確認印を押し、返却します。
なお、領収書は、健診機関が発行したものを添付してください。(クレジットカードで支払った場合のカード支払明細書は不可。)

Q3. 領収書を廃棄・紛失した場合は、請求できないのか？

A3. 領収書を廃棄・紛失した場合は、健診機関に再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。
領収書の再発行や支払証明書を発行できない健診機関もありますので、その場合は、領収書に代わるものとして、健診結果通知書のコピー(健診機関、受診年月日、受診者氏名がわかる部分、健診結果部分は黒塗りする。)を添付してください。
領収書の支払金額に、乳がん・子宮がん検診に係る自己負担額や、オプションとして追加した検査項目の自己負担額が含まれていてもかまいません。

Q4. 互助会に加入していなければ、この補助は受けられないのか。

A4. 互助会に加入している方が補助対象となりますので、加入していない場合は、補助は受けられません。
互助会への加入を希望する場合は、加入申込書を提出いただくと、加入申込書を受理した月の初日から加入できます。
「ドック負担金補助事業」は、ドック受診日に互助会に加入している場合に補助対象となります。

Q5. 令和3年3月に受診した宿泊ドックは、補助の対象になるのか。

A5. 「ドック負担金補助事業」は、令和3年度から実施しているため、令和2年度に受診したドックについては、補助は受けられません。